

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年3月1日

京都府立洛南病院長 吉岡 隆一

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び予定数量
給食用飯米調達業務（令和5年度上期） 4, 200kg
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和5年4月1日（土）から令和5年9月30日（土）まで
- (4) 納入場所
宇治市五ヶ庄広岡谷2 京都府立洛南病院

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2
京都府立洛南病院事務部会計課
電話番号（0774）32-5900
- (2) 入札説明書等の交付期間
令和5年3月1日（水）から令和5年3月10日（金）まで
（日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで）

3 仕様書の入手方法

2の（2）の期間内に、2の（1）で配付する。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年4月1日時点で、京都府の「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」の「食料品」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者又は申請中でその資格相当があると認められる者であること。
- (3) 5に定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
- (4) 1の（1）で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。
- (5) 府内に取引を希望する本社（本店）または営業所等が所在するものであること。

5 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、審査申請書及び一般競争入札参加資格審査添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じな

なければならない。

- (1) 提出期間
令和5年3月1日(水)から令和5年3月10日(金)まで
(日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで)
- (2) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格審査申請書
イ 一般競争入札参加資格審査添付資料(納入実績表)
過去2年間に、1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績を1件以上記入すること。
- (3) 提出場所
2の(1)に同じ
- (4) 提出方法
2の(1)の場所に持参すること。
- (5) 入札参加資格の審査通知
申請書等の受付後、別途通知する。
- (6) その他
ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
イ 提出された書類は、本院において無断使用することはない。
ウ 虚偽を記載した者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

6 入札手続き等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
ア 入札日時
令和5年3月22日(水)午前10時
イ 場所
宇治市五ヶ庄広岡谷2
京都府立洛南病院本館2階会議室
- (2) 入札の方法
持参によることとし、郵送及び電送による入札は認めない。
- (3) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は、入札説明書において指定する。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。
ア 4に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
イ 申請書等を提出しなかった者
ウ 申請書に虚偽の記載をした者の入札
エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札
オ 5に掲げる審査の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札
カ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者の入札
キ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札
ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭なため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者の入札。
- (5) 落札者の決定方法
京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、令和5年4月1日付けで行うこととする。

また、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより、落札者を決定するものとする。

なお、落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 入札保証金

免除する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

9 入札の執行

この入札に係る令和5年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。

10 その他

(1) 1から9までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

(3) 詳細は、入札説明書による。